#### 第16号議案

亀岡市総合福祉センター条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市総合福祉センター条例(平成17年亀岡市条例第33号) の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山 正隆

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例(平成17年亀岡市条例第33号) の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。 第14条第2項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

# 別表第1中

Γ

午前	午後	夜間	全日
9時~12時	1 時~ 5 時	6 時~1 0 時	午前9時~ 午後10時
円 2,000	円 3,000	円 4, 000	円 9,000
400	500	600	1, 500
400	500	600	1, 500
400	500	600	1, 500
500	600	700	1,800
500	600	700	1,800
1, 100	1, 300	1,600	4,000
700	800	900	2, 400
600	700	800	2, 100
700	800	1,000	2, 500
700	800	1,000	2, 500
400	500	600	1, 500

を

Γ

午前	午後	夜間	全日
午前9時~正午	午後1時~ 午後5時	午後6時~ 午後10時	午前9時~ 午後10時
円 2, 160	円 3, 240	円 4, 320	円 9, 720
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
540	640	750	1, 940
540	640	750	1, 940
1, 180	1,400	1,720	4, 320
750	860	970	2, 590
640	750	860	2, 260
750	860	1, 080	2, 700
750	860	1, 080	2,700
430	540	640	1,620

に改める。

別表第2中「39,000円」を「42,100円」に改める。

#### 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、 平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料 から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料につ いては、なお従前の例による。

16-3

## 亀岡市総合福祉センター条例の 一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの使用料及び目的外使用料について、 消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、 この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料につい ては、なお従前の例によること。